

久留米市農業委員会だより

●〔発行日〕平成30年2月1日●



第5号

発行:久留米市農業委員会 TEL:0942-30-9236 FAX:0942-30-9717 e-mail:noui@city.kurume.fukuoka.jp

主な内容

- 農地等の利用の最適化の推進に関する指針
- 農地転用許可制度
- 視察報告



▲大善寺町黒田地域の遊休農地を再生した農地

平成30年度総会（締切日）予定表

申請締切日	→	総会日
平成30年 3月26日(月)	→	平成30年 4月10日(火)
平成30年 4月25日(水)	→	平成30年 5月11日(金)
平成30年 5月25日(金)	→	平成30年 6月11日(月)
平成30年 6月25日(月)	→	平成30年 7月10日(火)
平成30年 7月25日(水)	→	平成30年 8月10日(金)
平成30年 8月27日(月)	→	平成30年 9月11日(火)
平成30年 9月25日(火)	→	平成30年10月10日(水)
平成30年10月25日(木)	→	平成30年11月12日(月)
平成30年11月26日(月)	→	平成30年12月11日(火)
平成30年12月20日(木)	→	平成31年 1月11日(金)
平成31年 1月25日(金)	→	平成31年 2月12日(火)
平成31年 2月25日(月)	→	平成31年 3月12日(火)

※申請締切日は、農地法3・4・5条許可申請分です。

新規就農者を ご紹介します！

三潞町 生岩
川勝真理さん 川勝大作さん



Q 農業をはじめたきっかけを教えてください。

A 会社勤めをしていましたが、家族と過ごす時間もなくて独立したいと考えていた矢先、友人からのいちご栽培の話に興味をもったのがきっかけです。

Q 実際に農業をして苦労したこと、良かったことは何ですか。

A 今後の目標は何ですか。
技術を磨き、収量、所得を上げていきたいです。
どんなことにも対応できるように栽培方法で安定生産を目指します。

A 一年間の研修を経て、平成27年9月に就農したのですが、不慣れな作業で仕事が進まず、寝不足になったり、病害虫の対応に苦労しました。
良かったことは、やはり家族と過ごす時間が増えたことですね。
家族協定を結んでありますが、どのような効果がありましたか。
家庭でも仕事でもお互いの意見を尊重するようになりました。それに、仕事は作業効率上がり、家庭では子どもと過ごす時間が増えました。

【鳥獣による被害で お困りの方へ】

防護柵の設置や追い払いなどの自己防御を行っても農林産物の被害が減らない場合、イノシシやカラスなどの有害鳥獣は駆除することができます。
駆除を必要とする場合、JAの組合員は加盟のJAに、それ以外の方は下記へご相談ください。

なお、駆除には料金が発生する場合があります。また、家庭菜園の被害は対象外です。



詳しくは、久留米市みどりの里づくり推進課までお尋ねください。

電話:0942-30-9165 FAX:0942-30-9717

第43回「ふるさとくくるめ農業まつり」

昨年11月11日～12日に第43回「ふるさとくくるめ農業まつり」が開催されました。

当委員会では、11日にビンゴ大会を実施、当日農業まつりのアンケートに回答された方を対象に、ビンゴカードを配布し600名以上に参加いただきました。
景品として地元産の米・柿・野菜セット（リーフレタス・小松菜・ほうれん草・大根・キャベツ）を配布し、地元農産物のPRを行いました。



▲当選者にインタビューの様子

【編集後記】

農業委員会法が改正され、農業委員と、農地利用最適化推進委員で、農地等の利用の最適化に取り組むようになって早半年！後継者不足や農地の狭小地、不成形地により荒廃していく農地を見て、今後の農業のあり方について考えさせられます。
他の委員と一緒に農地をパトロールしながら「農地を守るには」の視点に立つて、お互いに意見を交わしています。

皆様のお役に立てるよう取り組んでまいりますので、よろしく願います。

農業委員会広報部会

農地の区分

農用地区域内農地

市が定める農業振興地域整備計画において農用地区域とされた区域内の農地

第1種農地

10ha以上の規模の一団の農地、土地改良事業等の対象となった農地等、良好な営農条件を備えている農地

第2種農地

鉄道の駅が500m以内にある等、市街地化が見込まれる農地又は生産性の低い小集団の農地

第3種農地

鉄道の駅が300m以内にある等、市街地の区域又は市街地化の傾向が著しい区域にある農地

許可の方針

原則不許可

原則不許可

例外的に許可する目的
・農業用施設
・農畜産加工施設 等

第3種農地に
立地困難な
場合等に許可

原則許可

農地転用許可制度

農地転用とは、農地を住宅や資材置場など、農地以外のものにすることをいいます。農地を転用するには、農地法に基づく手続きが必要です。

これは、食料生産のための限られた資源である農地を守るという目的のほか、転用をすると、周辺の農地や住環境に思わぬ影響を及ぼしてしまうことがあるため、それを事前にチェックし、地域の農業や住環境を最大限保全するためです。

転用の条件には、立地や農地の状態等の観点から見る『立地条件』と、転用の計画を「必要性」「妥当性」「実現可

能性」等の観点から見る『一般条件』のふたつの条件があります。

優良農地は、原則転用禁止！

農地法には、ほ場が整備されていて生産性が高かったり、周辺農地との集団性が高いなどの優良な農地は守る、という基本的な考え方があり、そうした農地の転用は原則として認めないとされています。

また、転用しようとする農地が、農業振興地域の農用地（いわゆる「青地」）の場合は農業振興地域からの除外が必要であるなど、転用申請の前

に手続きが必要な場合があります。転用をお考えの際は、まずは農業委員会事務局へお問い合わせください。



▲西海市農業振興公社の田中理事長に説明を受ける様子

平成26年に長崎県農業振興公社が長崎県の中間管理機構として指定されると、そこから業務委託を受け、西海市における農地中間管理事業を担っています。

さらに、農地中間管理機構が、対象となった農地を中間保有することで、農家の負担が最大限軽減されるよう工夫されています。

現在、基盤整備の工事が進行中で、平成33年度に完成の予定です。

行政や農業協同組合、農地中間管理機構が一体となり成功した事例です。

この計画を実現するため、長崎県と西海市の農村整備事業部門の協力を得て、国から区画整理の事業採択を受けています。

また、耕作道路や排水道路が未整備で、担い手農家の経営規模拡大が進まない状況でした。

そこで、長崎西彼農業協同組合が事業主体となり、行政と連携して担い手農家の意見や要望を聴きながら、農地集積を取りまとめ、耕作放棄状態となっていたみかん園に一定規模の団地を形成する見込みを得ることに成功しました。

白浜地区の基盤整備事業

西海市の白浜地区は、平均地形傾斜11度の中山間地の丘陵地帯で、地区の大部分がみかん園でしたが、みかんの市況が悪化し、耕作放棄状態となっていました。

視察報告 一般財団法人西海市農業振興公社

『農地中間管理事業を利用した農地基盤整備』

11月21日、農業委員と農地利用最適化推進委員の代表の7名で、西海市農業振興公社を訪問、農地中間管理事業を利用した農地基盤整備についてお話を伺いました。

西海市農業振興公社

西海市農業振興公社は、平成9年に、荒廃化した農地を中間保有し、管理することを目的として設立されました。現在では都道府県単位に設置されている中間管理機構の先駆けのような存在です。

農地等の利用の最適化の推進に関する指針

久留米市農業委員会では、農地等の利用の最適化（担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進）を図るための活動指針を定めました。

農業委員と農地利用最適化推進委員は、この指針に基づいて活動します。

1. 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	遊休農地の割合(B/A)
現状(平成29年3月)	8,762 ha	92 ha	1.05 %
目標(平成32年3月)	8,762 ha	88 ha	1.00 %

注：管内の農地面積・遊休農地面積は、久留米市農業委員会調べ。

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

- 農地がどのような状態にあるかを調べ、遊休化している農地については、その所有者や耕作者が、今後どのように農地を利用する予定なのかを確認します。（農地の利用意向の調査）
- 農地の所有者や耕作者が、自分では適切に農地を管理することが難しい場合は、農地を耕作できる担い手等につなぐお手伝いをします。（農地の売買や貸借のあっせん）

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の耕地面積(A)	集積面積(B)	集積率(B/A)
現状(平成29年3月)	8,670 ha	6,730 ha	77.62 %
目標(平成32年3月)	8,674 ha	6,940 ha	80.00 %

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

- 地元地域における人と農地の問題解決のため、「人・農地プラン」の作成や見直し等の際は、積極的に参画します。
- 農地中間管理機構や農協等との連携し農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングに取り組みます。
- 集落営農の組織化や法人化、新規参入の受入れを推進します。
- 農地中間管理事業を利用した農地基盤整備の活用を検討します。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数
平成28年度実績	18 人
毎年度	20 人

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

- 新しく農業を始めたい方の農地や技術の取得を支援します。
- 農業委員会ネットワーク機構や農地中間管理機構と連携し、必要に応じて相談会を実施します。
- 企業参入を推進します。

※指針の詳細は、市のホームページをご覧ください。

（市ホームページトップ ＞ 産業・ビジネス・雇用 ＞ 農林水産業 ＞ 農業委員会に関する制度・手続き ＞ 農地等の利用の最適化の推進に関する指針）

